

水道料金の改定

11月から
(12・1月請求分)

「水」は、私たちが生活する上で
なくてはならない大切な資源です

良質で、安全、安心な水道水をみなさんのご家庭に確実に届けていくため、12・1月請求分から料金の改定をします。水道事業の本質となる安定した水道水の供給のためには、現状の経営状況では必要不可欠な改定です。ご理解とご協力をお願いします。

今月号では、新しい料金体系、計算方法などについてお知らせします。

水道料金計算方法

(従量料金は1m³当たりの金額・2か月額表示・税込み)

10・11月分請求分まで

12・1月分請求分から

北勢・員弁・大安地区

基本料金		1,260円
従量料金	1m ³ ～20m ³	31.5円
	21m ³ ～60m ³	136.5円
	61m ³ ～100m ³	147円
	101m ³ 以上	168円

改定

基本料金		1,260円
従量料金	1m ³ ～20m ³	31.5円
	21m ³ ～60m ³	147円
	61m ³ ～100m ³	157.5円
	101m ³ 以上	178.5円

藤原地区

基本料金		1,050円
従量料金	1m ³ ～20m ³	0円
	21m ³ ～60m ³	63円
	61m ³ ～150m ³	73.5円
	151m ³ ～250m ³	84円
	251m ³ 以上	94.5円

改定

基本料金		1,260円
従量料金	1m ³ ～20m ³	10.5円
	21m ³ ～60m ³	73.5円
	61m ³ ～100m ³	84円
	101m ³ 以上	105円

※藤原地区：基本料金に含まれていた2か月20m³の基本水量を廃止し、1m³から従量料金を適用、合わせて従量区分も変更。

料金の 計算例

例えば、3人家族で炊事・洗濯・風呂などで使用する水道料金は…

(2か月間で1人15m³使うと仮定すると…3人×15m³=45m³)

北勢・員弁・大安地区

藤原地区

基本料金	1,260円	1,260円
従量 (1～20m ³)	31.5円×20m ³ = 630円	10.5円×20m ³ = 210円
超過料金 (21～60m ³)	147円×25m ³ =3,675円	73.5円×25m ³ =1,837.5円
	1,260円+630円+3,675円=5,565円	1,260円+210円+1,837.5円=3,307.5円
	≒5,560円	≒ 3,300円

使用水量 45m ³	現行	5,300円
	改定後	5,560円
	上昇額	260円

使用水量 45m ³	現行	2,620円
	改定後	3,300円
	上昇額	680円

260円値上げ (1日当たり4円値上げ)

680円値上げ (1日当たり11円値上げ)

独立採算制が原則

一般会計からの補てんでやりくり

現状の水道事業基盤を維持し、おいしい水を次代に継承していくには、施設の「更新」「耐震」「安定給水」「効率運営」という課題があり、それらに必要な財源を確保することが急務となっています。

経費削減や滞納者に対する収納の強化、効率的な経営を進めていますが、赤字運営を解消することはできず、毎年、市の一般会計から補てんを受けており、市の財政をも圧迫しています。また、将来にわたり料金収入の大幅な増収を見込むことは難しく、物価高騰の影響も受け、今後も厳しい状況が続いていくことが予想されます。今回の改定は、合併以来5年間で物価等の変動が著しく生じていることから、物価の変動分を料金に転嫁することで、現状の経営状況の改善を図るためのものです。

Q&A

Q1 下水道使用料の改定はあるの？

A1 ありません。今回の料金改定は上水道料金のみで、下水道使用料はこれまでどおりです。

Q2 藤原地区だけなぜ料金がちがうの？

A2 合併前の旧町料金に違いがあり、体系や料金額を異なった形で運用してきたからです。

合併に際し、旧町の料金に違いがあり、急激な料金統一が混乱を招く恐れがあり、市の水道料金は、旧町の料金をふまえて2体系とし、北勢・員弁・大安地区と藤原地区とでは、体系（基本水量、従量区分）、料金額（基本料金、従量料金）が異なっています。今回の改定では、藤原地区の基本水量と従量区分を、北勢・員弁・大安地区に合わせ、基本料金を統一して、従量料金の一部を是正しました。

こうした状況を踏まえ、市では、12・1月請求分から料金を改定することになりました。水道事業の本質となる安全で安定した水道水の供給のため、今後も経費削減や未収金対策に取り組み、効率的な経営体制の確立を進めます。

☎北勢庁舎 水道総務課 ☎72-3516 ☎72-2260

市内水道メーター交換工事のお知らせ

水道メーターの交換を次のとおり行いますので、ご協力をお願いします。

<期間> 9月1日(月)～10月31日(金)

<対象地区>

北勢町 阿下喜 地内

員弁町 松之木・大泉・大泉新田・北金井・岡丁田・東一色・西方 地内

大安町 高柳・平塚・石樽東・石樽下・南金井・中央ヶ丘 地内

藤原町 山口・下相場・川合・志礼石新田・西野尻 地内

※対象地区の全てのご家庭が対象になるわけではありません。

<費用>

- 水道メーターの交換費用は市で負担しますので無料です。ただし、交換時に宅内側などで漏水が発見された場合の修繕工事などは、そのご家庭の負担になります。

<その他>

- 交換工事は市の指定業者が行います。工事業者は市が発行した証明書を携帯していますので、不審に思われた場合は提示を求めるか、下記へお問い合わせください。
- 立会いは特に必要ありませんが、一時的に断水になるため、在宅の時には一言お断りさせていただいてから作業に入ります。留守の場合でも作業に支障がなければ交換させていただきます。また、交換の際は敷地内に立ち入らせていただきますのでご了承ください。
- 交換が終わりましたら、「交換終了」のチラシを配布します。

市内水道メーター設置位置調査のお願い

市水道部では、適切に水道施設を管理するために、上水道施設管理システムを導入中です。

システム導入にあたり、水道メーターの位置などを正確に把握する必要があるため、不明な箇所については、お断りして敷地内の調査をさせていただくことがありますので、ご協力お願いします。

なお、調査業者は市が発行した証明書を携帯していますので、不審に思われた場合は提示を求めるか、下記へお問い合わせください。

☎北勢庁舎 水道工務課 ☎72-2724 ☎72-2260